

令和2年4月17日
古賀市長 田辺 一城

4月の保育所入所に係る復職開始期限の再延長について

古賀市では、通常、4月1日から保育所に入所する場合、5月14日までに育児休業から復職する必要がありますが、新型コロナウイルス感染症の対応として、育児休業期間を延長する場合、この復職開始期限を5月31日まで延長していました。

新型コロナウイルス感染症への更なる対応として、復職開始期限を7月1日まで再延長します。

このことにより、保護者が抱える入園取消の不安を解消し、安心して就労ができるよう支援するものです。育児休業期間の変更を希望される方につきましては、下記のとおり必要書類の提出をお願いします。

なお、今後の状況により、下記の事項に変更が生じる場合があります。

記

1. 4月入所における育児休業の復職期限の延長

令和2年7月1日（水）まで

2. 必要書類

就労証明書

※育児休業期間を変更する場合は、勤務先と協議し、勤務先の証明印が押された就労証明書の提出をお願いします。

3. 就労証明書提出期限

令和2年6月15日（月）

4. 提出先

子育て支援課 保育・手当係

問い合わせ先
古賀市保健福祉部 子育て支援課 保育・手当係
TEL 092-942-1157 FAX 092-942-1154
E-mail : hoiku@city.koga.fukuoka.jp